

ちば安心住宅リフォーム推進協議会住宅リフォーム事業者登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県民の円滑な住宅リフォームを支援するため、ちば安心住宅リフォーム推進協議会（以下「協議会」という。）が、一定の要件を満たす住宅リフォーム事業者の登録及び登録事業者に関する情報の提供並びに登録事業者の育成を図り、もって千葉県民の安全・安心な住まいづくりに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「住宅リフォーム」とは、住宅の増築、改築、修繕又は模様替えをいい、住宅設備等を含むものとする。
- (2) 「住宅リフォーム事業者」とは、住宅リフォームの設計、施工、リフォーム関連資材の製造・販売等を自ら行う事業者（以下「事業者」という。）をいう。
- (3) 「登録事業者」とは、本制度により、登録された事業者をいう。
- (4) 「標準契約書」とは、一般社団法人住宅リフォーム推進協議会が定めた標準契約書をいう。

(実施主体)

第3条 本制度は、協議会が主体となって実施する。

(事務)

第4条 本制度の事務は、協議会の事務局である公益社団法人千葉県建築士事務所協会（以下「事務局」という。）が行う。

(登録の資格要件)

第5条 登録事業者は、次に示す全ての要件を満たす事業者とする。

- (1) 協議会を構成する正会員の団体に所属していること、又は協議会会長が認める事業者であること。
- (2) 千葉県内に本店、支店又は営業所を設置し現に営業している住宅リフォーム事業者であること。

(3) 建築士事務所の登録を行っていること、又は建設業の許可を受けていること、若しくは住宅リフォームに従事してから3年以上経過していること。

(4) 従業員又は役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）で、協議会の実施する事業者向け講習会を受けている者が少なくとも1名以上いること。

(5) 次の者ではないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

イ 第13条の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して1年を経過しない者

ウ 法人等（個人、法人をいう。）の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用するなどしている者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

ク オからキのいずれかに該当する者の依頼を受けて申請しようとする者

ケ 役員等が、建築基準法、建築士法、建設業法、特定商取引に係る法律その他関係法令等に違反し勧告以上の処分（以下「処分等」という。）を受けた場合は、その処分等の執行にかかる期間の満了から2年未満である者。

（登録の申請）

第6条 登録の申請をしようとする事業者（以下「登録申請者」という。）は、事業者登録（更新）申請書（様式第1号）（以下「登録（更新）申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、協議会に申請するものとする。

- (1) 前条第1号に規定する協議会会長が認める事業者の場合は、千葉県内に本店、支店又は営業所を設置していることを証する書面（登記事項証明書等）
- (2) 前条第1号に規定する協議会会長が認める事業者の場合は、住宅リフォームに関する業務等の実績が確認できる書類（様式第2号）
- (3) 前条第1号に規定する協議会会長が認める事業者の場合は、住宅リフォームに従事してから3年以上経過していることが確認できる書類（様式第3号）

（登録申請者についての調査）

第7条 協議会は、登録（更新）申請書に記載された事項又はその他の事項について確認が必要である場合は、登録申請者に対し必要な書類の提出を求めるものとする。

2 協議会は、登録申請者について、必要に応じて調査を行うものとする。

（登録の拒否）

第8条 協議会は、登録申請者が次の各号の一に該当するときは、登録を拒否するものとする。

- (1) 第5条に規定する要件を欠くとき。
- (2) 虚偽の事実に基づき登録の申し込みを行ったとき。
- (3) 前条に定める調査の結果、登録に相応しくないと判断したとき。

2 協議会は、登録を拒否する場合においては、登録申請者にその旨を通知するものとする。

（登録）

第9条 協議会は、前条の規定により登録を拒否する場合を除き、登録するものとする。

2 登録の有効期間は、2年間とする。ただし、新規登録については登録開始日から2年後の日付が属す月の最終日とする。

（登録内容の変更）

第10条 登録事業者は、登録内容に変更が生じた場合は、1ヶ月以内に登録内容変更届（様式第4号）により変更内容を協議会に届けなければならない。

（登録辞退の届出）

第11条 登録事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合、登録辞退届（様式第5-6号）を協議会に届け出るものとする。

- (1) 第5条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 登録を辞退しようとするとき。

(登録の更新)

第12条 登録事業者は、登録の有効期間の終了1ヶ月前までに登録（更新）申請書（様式第1号）を協議会に申請しなければならない。

(登録の取消し等)

第13条 協議会は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を削除するものとする。

- (1) 第11条の規定による届出があったとき又は該当する事実が判明したとき。
- (2) 登録事業者が虚偽の事実に基づき登録の申請又は変更の届出を行ったことが判明したとき。
- (3) 登録事業者が第15条に規定する責務を遵守しておらず、登録が相応しくないとき。

(損害賠償責任の免責)

第14条 協議会は、登録された情報に関して、登録事業者や第三者が損害を被った場合において、一切の損害賠償責任を負わないものとする。

(遵守事項)

第15条 登録事業者は、次に掲げる一般社団法人住宅リフォーム推進協議会が定めた「住宅リフォーム事業者倫理憲章」を遵守しなければならない。

- (1) 依頼主の期待に応え、住み心地や資産価値が最大となるよう努める。
- (2) 依頼主が適切な選択と判断ができるよう、常に正確な情報の提供に努める。
- (3) 見積や契約等について誤解が生じないよう正確で分かりやすい書面により、適正な業務遂行に努める。
- (4) 依頼主にとってよき相談者となり、クレーム等に対して誠実な対応に努める。

- (5) 関係法令を遵守し、さらに高い品性とモラルの保持に努める。
 - (6) 住まいの質の向上を目指し、専門知識の修得と技術・技能の研鑽に努める。
 - (7) 依頼主の理解と協力を得て、健康で安全な生活環境の実現と資源の有効利用等による地球環境保全への寄与に努める。
- 2 登録事業者は、住宅リフォーム工事に係る契約を締結するときは、原則として標準契約書又はこれに準ずる書式を使用し、消費者契約法及び特定商取引法に定める契約条項の規定を遵守すること。
 - 3 登録事業者は、少なくとも2年に1度は第18条に規定する講習会を受講するものとする。
 - 4 協議会が開設したホームページ上で、登録事業者に係る以下の情報（必須事項）を開示すること

について承諾すること。なお、登録事業者からの申し出により、その他の情報（任意事項）についても情報を開示する。

（必須事項）：①事業者名、②代表者職氏名、③所在地、④電話番号・FAX番号、⑤設立年月日、⑥従業員数、⑦業種、⑧得意分野、⑨所属団体、⑩登録・許可、⑪講習会受講実績

（任意事項）：①Eメールアドレス、②ホームページURL、③営業（対応可能）エリア、④リフォーム事業に関する資格者数、⑤使用する契約書の種別、⑥実績の多い工事、⑦一言コメント、⑧代表者顔写真、⑨その他協議会が認めた事項

（県民からの相談等）

第16条 協議会は、千葉県民から登録事業者に関する相談等があった場合は、必要に応じて適切な情報提供を行うものとする。ただし、あっせん、調停及び仲裁は行わないこととする。

- 2 協議会は、登録事業者に関する情報をインターネット及び書面により千葉県民に提供するものとする。ただし、当該情報提供が相応しくないと判断した場合には、これを中断する。

（登録事業者名簿の閲覧）

第17条 協議会は登録事業者名簿を作成し、リフォーム相談窓口等の千葉県民の閲覧可能な場所に配布又は掲出する。

(講習会の実施)

第18条 協議会は、登録事業者の意識啓発及び技術の向上を図るため、毎年1回以上講習会を開催するものとする。

(報告)

第19条 協議会は、この要綱の施行に必要な限度において登録事業者から報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(登録料)

第20条 第9条第1項の規定による登録又は第12条の規定による登録の更新を受けようとする者は、1件につき3,000円の登録料を納めなければならない。

2 前1項の納入された登録料については、いかなる場合でも返金しないものとする。

(施行細目)

第21条 この要綱に定めるもののほか、事業者の登録に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

付則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。